

令和5年度 就労継続支援B型 指摘事項一覧

7事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	サービス提供の記録	サービス提供の内容等をその都度記録していませんでした。利用者の作業内容等、利用者に係るサービスを具体的な内容で、その都度記録に残してください。	都条例第155号第188条で準用する第23条第1項、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第三の3(9)①	1
2	秘密保持等	管理者及び従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	都条例第155号第188条で準用する第36条第2項、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第三の3(27)①及び②	1
		利用者の個人情報使用同意書を確認できない事例や、利用者の家族の個人情報使用について、家族から同意を得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	都条例第155号第188条で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第三の3(27)③	3
3	虐待防止	虐待防止のための委員会の開催、担当者の設置を行っていませんでした。今後必要な措置を講じてください。	都条例第155号第188条で準用する第40条の2、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第三の3(31)①、④	1
4	勤務体制の確保	ハラスメント防止のために必要な措置が講じられていませんでした。指針の整備、相談窓口の設置等、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第188条で準用する第56条第4項、 障発第1206001号第十二の3(2)①で準用する第四の3(17)④	2
5	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	支援法第51条の2第1項及び第2項第1号 支援法施行規則第34条の27第1項第1号及び第34条の28第1項	1
6	個別支援計画未作成減算	個別支援計画が作成される前に、サービス提供が開始されている事例がありました。指定就労継続支援B型の提供に当たって、遅滞なく個別支援計画を作成し、適切な算定となるよう、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第14の1の注7(2)、 障発第1031001号通知第二の1(10)	1
7	欠席時対応加算	欠席時対応加算について誤った算定が行われている事例がありました。正しい算定となるように、過誤調整を行ってください。 また、同様の事例がないか自主点検を行ってください。	厚労告第523号別表第14の9注 障発1031001号第二の3(5)⑫で準用する第二の2(6)⑨	2
8	地域協働加算に関する事	地域協働加算は、地域住民その他の関係者と協働した取組を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算するものです。 しかしながら、取組内容について本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表していませんでした。 については、地域協働加算を算定するために必要な事項を再度確認し、必要な措置を講じてください。	厚告第523号別表第14の11の注、 障発第1031001号第二の3(5)⑭	1
9	適正な工賃の支払い及び工賃変動積立金等の計上に関する事	就労事業収益(売上)から必要な経費を控除した金額が工賃となっておらず、工賃の支払不足となっています。適正な工賃を払うため、適切な措置を講じてください。また、当年度の工賃が前年度と比べ増加していれば、工賃変動積立金、施設整備積立金を計上することも検討してください。	就労支援の事業の会計処理の基準 第二1.(1)及び4.(1)(2)(3)	1

令和5年度 就労継続支援B型 指摘事項一覧

7事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
10	適正な工賃の未払計上と工賃の支払に関して	公園清掃平均化積立金、工賃平均化引当金、夏期賞与引当金として事業未払金を年度末(3月)に計上していましたが、翌年度に利用者に対し工賃として支払われた実績はなく、会計上の工賃計上額と、工賃支払額は一致していませんでした。 適正に工賃の未払計上を行うと共に、正しく工賃を支払うようにしてください。	「社会福祉法人会計基準運用上の留意事項」19(3)、 指導監査ガイドラインIII-3-(3)-2	1
11	指定障害事業所ごとに会計を区分すること	就労継続支援B型事業と、教育事業を行っているにも関わらず、これらを区分経理することなく、法人一単位で決算を行っていました。「就労継続支援B型事業」と「教育事業」を区分して会計を行ってください。	「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」 別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」第一	1
12	就労支援事業に係る明細書を作成すること	適正な利用者工賃、及び製造原価等を把握するため、就労支援事業に係る明細書を作成することになっていますが、明細書を作成していませんでした。「就労支援事業別事業活動明細書」(表1)、及び「就労支援事業明細書」(表4)を作表してください。	「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」 別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」第二(2)	1